

## 平成30年度 国における幼児教育の段階的無償化について

## ●保育料の改正内容

国の改正内容に準じ、次のとおり保育料を改定。

## ①1号認定

- ・B1階層（ひとり親世帯等除く）の保育料を第1子は4,000円、第2子は2,000円減額

階層区分 (国)	利用者負担額 (国)		階層区分 (市)	利用者負担額 (市)	
	右記以外	ひとり親世帯等		右記以外	ひとり親世帯等
① 生活保護世帯等	0円	0円	A 生活保護世帯等又は 市町村民税所得割非課税世帯	0円	0円
② 市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円 (0円)	0円			
③ 所得割課税額 77,100円以下	14,100円→10,100円 (7,050円→5,050円)	3,000円 (0円)	B1 所得割課税額 77,100円以下	10,300円→6,300円 (5,150円→3,150円)	0円 (0円)
④ 所得割課税額 77,101円以上211,200円以下		20,500円 (10,250円)	B2 所得割課税額 77,101円以上211,200円以下		16,800円 (8,400円)
⑤ 所得割課税額 211,201円以上		25,700円 (12,850円)	B3 所得割課税額 211,201円以上		21,900円 (10,950円)

※ ( ) は、第2子保育料

※網掛けは、多子カウントの年齢制限なし